



東地域説明会

平成22年1月24日（日）

午後2時～午後4時

勤労福祉センター 講義室

出席者 谷澤 横田 加藤 長嶋 海野

庁内検討委員 町田

元懇話会委員 河井 田中

参加者数 13名



北本市自治基本条例地域別説明会 東地域説明会

日 時 平成22年1月24日(日)
午後2時～午後4時
場 所 勤労福祉センター講義室
参加者 谷澤 横田 加藤 長嶋 海野
町田(庁内検討委員)
河井宏暢 田中昭仁(元委員)
参加者数 13人

<質疑応答>

質問 パンフレットP2の「この条例の位置づけ」のところの説明で他に必要な条例を定めていくと説明されていたが、その他の条例が制定されないと実際には機能しないのか。すぐに対応しなければならないというときに具体的なことが条例として定まっていない状態で、市はどのように対応するのか説明してほしい。

回答 現在市で行っている個々の業務は、それぞれ国が定めた法律の下に、市が条例や規則、要綱等を定め、その下に運営しています。北本市自治基本条例で、他に条例で定めるとしたものは、市民参画の方法や市民と市との協働の進め方、パブリック・コメント手続きの方法を定める条例としています。パブリック・コメント手続きについては、現在、要綱を定め、その下に運営していますが、これを議会の承認を得た条例のかたちに変えようというものです。市民参画と市民と市との協働についても現在、実際に各事業単位で進められているものですが、そのルールについては、新たに市民参画のもとに明らかにしていこうということです。

質問 これから市民参画推進条例等を制定していくというが、どれくらいのスパンでの制定を考えているのか。

回答 自治基本条例の制定のときに、市民が自分たちの住民自治のルールを決めていこうというのに市役所がこの期間内で決めてくださいというのではおかしいではないかというご意見がございました。市民参画条例も市民の皆さんが市政に参加する方法を検討するものでありますから、時間切れで終わりにするということは考えられません。ただし、別に条例で定めるとしている条例がない状態が長く続くことには問題がありますので、市民の皆さんの意見が反映される形を担保しながらなるべく早く制定できるよう検討を進めてまいりたいと思います。

質問 このような大事な条例を説明する会場に自治会関係者しか来ていないということは問題ではないか。市民のための条例なのだからもっと市民の参加がないといけないと思う。説明会開催の宣伝の仕方がよくないのではないか。

回答 今回の説明会の案内は、広報とホームページへの掲載、駅や公共施設の

掲示板へのポスター掲示、地域コミュニティ協議会の会長への参加の呼びかけ依頼、各自治会長への参加の呼びかけ依頼を行いました。

市民の皆さんへの条例のお知らせにつきましてはこれですべて終わりではなく、いろいろ考えられる方法で進めてまいりますので、皆さんにも参加いただけなかった方へのお知らせをお願いします。

今後は、出前講座として自治会への説明要望にもお応えしてまいります。

意見 1月22日未明に古市場で空き家の火災があったが、原因は不審火によるものであった。市内では空き家が増えてきており、このように空き家が増えてくると、ホームレスが入り込んだり、若者たちの溜まり場になったりして、いろいろな問題が起こることが考えられる。防犯の管轄はくらし安全課だと思うが、縦割りで対応するのではなく、市全体の問題として捉え、空き家対策を考えてほしい。例えば空き家を市が借り上げて有効活用する空き家対策条例を作るとか、何か策を考えてほしい。この場で回答を求めるというものではなく、検討事項として欲しい。

回答 おっしゃるとおり、条例を制定する背景でも申しあげましたが、今まで想定しなかった新しい問題が次々に生まれてきています。今後は、この北本市自治基本条例の考え方の下に、市民の皆さんと地域の問題解決の方法を担当部署に捉われずに一緒に考えていく必要があると考えています。